

○国土交通省告示第五百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等又は同法第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（以下「多世帯同居改修家屋」という。）のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。）とする。

- 一 調理室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた

既製の小型ユニットをいう。)を設置する調理室以外の調理室がある場合に限る。)

二 浴室を増設する工事(多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限る。)

三 便所を増設する工事

四 玄関を増設する工事

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年国土交通省告示第二百九十号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年国土交通省告示第四百五十一号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。